

亀山市告示第178号

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年7月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的かつ臨時的な措置として実施する、平成28年度の臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、平成28年度臨時福祉給付金として市によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記の1に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この告示に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者1人につき3千円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金の申請受付開始日は、平成28年9月16日とする。

2 申請期限は、平成28年12月16日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、平成29年2月末日ま

で延長することができる。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、臨時福祉給付金申請書(請求書)(別記様式。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関(以下「金融機関」という。)に口座を開設していないときその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写しの提出により、申請者本人の申請であることを証する。

(振込口座の確認)

第7条 振込口座の確認方法については、金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し(以下「口座確認書類」という。)により行うものとし、口座確認書類については、申請者が申請書に添付するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第8条 支給対象者に代わり、代理人として第6条の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 平成28年1月1日(以下「基準日」という。)時点での申

請者の属する世帯の世帯構成者

- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は掲示を求めること等により、代理人が当該代理人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（審査及び支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により申請書が提出されたときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めた場合は、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、臨時福祉給付金を支給しない。

- (1) 別記の1の(4)に規定する者 当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合。ただし、申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。
- (2) 別記の1の(5)に規定する者 当該者分の臨時福祉給付金につき別記の1の(5)に規定する養護者から代理申請があつた場合。ただし、市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、

支給決定通知が既に行われている場合を除く。

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(未申請の場合の取扱い)

第11条 支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合には、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(申請の取下げ)

第12条 市長が第9条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不可能があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行わないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

別記（第2条、第9条関係）

（支給対象者）

1 支給対象者は、次の（1）から（4）までのいずれかに該当し、かつ、（5）に該当する者とする。ただし、他の市町村において臨時福祉給付金が支給される者を除く。

（1）基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者

（2）基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次の（3）において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次の（3）において同じ。）を市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次の（3）において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。次の（3）において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

（3）基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの。ただし、転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を市へ行った者を除く。

（4）基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録さ

れている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（配偶者から暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令。）が出されていること。

ウ 女性相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、女性相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が亀山市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（5）平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むも

のとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者。ただし、当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。

2 1の規定にかかわらず、基準日において、次の（1）から（4）までのいずれかに該当する者は、臨時福祉給付金を支給しない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。ただし、基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この（2）において「支援給付」という。）の受給者。ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。

（3）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者。ただし、援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この（3）において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 19 条の規定による援護（以下この（ 4 ）において「援護」という。）を受けている者。ただし、基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。

3 1 の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第 30 条の 45 の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

4 基準日において 1 の（ 4 ）のア又はイに該当する児童等については、1 の（ 5 ）の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、1 の（ 4 ）のアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たものについては、1 の（ 5 ）の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給にかかる審査を行う。前段以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者が居ることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

6 基準日において、次の（ 1 ）又は（ 2 ）に該当する者については、1 の（ 5 ）の要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

（ 1 ）障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第

1 項に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者。ただし、2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。

(2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者であって、基準日において65歳以上の者(昭和26年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(同条例第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者。ただし、2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。

臨時福祉給付金申請書（請求書）

平成28年1月1日時点の住民票所在市区町村

亀山市長様

1. 申請者

記入日 平成 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所 (印字された住所と異なる場合は現住所に訂正してください。)
印			

本人確認書類を裏面に添付してください。

住所(平成28年1月1日時点の住民票所在地)

電話 ()

2. 支給額(請求額)

支給額(請求額) 3,000円

3. 誓約・同意事項

- 臨時福祉給付金の支給要件に該当します。
- 臨時福祉給付金の支給要件の該当性等を審査するため、亀山市が必要な税や手当等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、亀山市において支給決定をした後は、臨時福祉給付金の請求書として取り扱います。
- 亀山市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の理由により支払が完了せず、かつ、亀山市が定めた期間内に、亀山市が申請・受給者(代理人を含みます。)に連絡・確認できない場合には、亀山市は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 臨時福祉給付金の支給後、平成28年度分の市民税・県民税(均等割)が課税されていること、課税者の扶養親族等であること等臨時福祉給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、臨時福祉給付金を返還します。

上記事項を誓約・同意します。

申請者氏名(署名してください。) 代筆可

申請者の氏名で署名してください。

4. 受取口座

【受取口座記入欄】

通帳又はキャッシュカードの写しを裏面に添付してください。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号 (左詰めで記入)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 4. 信組 2. 金庫 5. 農協 3. 信金	1. 本店 2. 支店 3. 支所 4. 出張所	普通		

申請者(対象者本人)以外の口座への振込みを希望される場合は、委任状、申請者(対象者本人)の本人確認書類の写し、受託者の本人確認書類の写し及び受取口座の通帳又はキャッシュカードの写しが必要です。

代理受給が可能な方一覧(同一世帯以外、代理権を有することを証明する書類等が必要となります。)

- 同一世帯:平成28年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成員
- 法定代理人:親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の権利がなされた補助人
- その他:親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方

本人確認書類 貼付け

本人確認書類（住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、健康保険証等のうち、いずれかの写し）を貼り付けてください。有効期限内のものに限ります。

外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のうち、いずれかの写しとなります。

詳しくは、同封の案内文書をご覧ください。

口座確認書類 貼付け

受取口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人(カナ)が分かる通帳又はキャッシュカードの写しを貼り付けてください。

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に以下のように記載されています。)をご記入ください。

ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振り込みの受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】 (漢数字3桁) (読み方) 【店番】 (数字3桁)

【預金種目】 預金【口座番号】 (数字7桁)』

長期間使用していない口座の場合、振り込みができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。